

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年1月4日認可した。

平成23年1月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）木ノ内地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）二十地区